

平成 30 年

第 4 回
教育委員会会議録

行橋市教育委員会

平成 30 年 4 月 24 日(火)

教育委員会会議録

- 1 招集日時
平成 30 年 4 月 24 日(火) 13 時 15 分～
- 2 招集場所
市役所303会議室 (3階)
- 3 出席委員
教育長 笹山 忠則
教育長職務代理者 末次 龍一
委員 水谷 知子
委員 金澤 精子
委員 大宮 克弘
- 4 欠席委員 無
- 5 出席職員等 米谷教育部長
土肥教育政策課長
丸山学校教育課長
山本指導室長
岩本防災食育センター長
上田生涯学習課長
橋本文化課長
増田スポーツイベント課長
大園教育政策係長
- 6 議題及び議事の概要
別紙
- 7 閉会 14 時 25 分

教 育 長

教育長職務代理者

議事録調製者

平成30年4月24日

開議 13時15分

1. 開会

○教育政策係長 大園健朗君

では、皆さん、お揃いですので、ただいまから平成30年第4回となります教育委員会を開催したいと思います。

開会に先立ちまして、皆さんに以前にお伝えしておりました通り、4月1日付で人事異動がっております。その関係で、新しく、このたび教育委員会事務局へ異動した係長以上の職員の自己紹介をさせていただきたいと思います。

(課長、係長の自己紹介あり)

○教育長職務代理者 末次龍一君

それでは、教育委員のほうも自己紹介をさせていただきます。

(教育委員、自己紹介あり)

○教育政策係長 大園健朗君

ありがとうございました。教育委員の皆様のお手元には、今回、人事異動でかわった職員の一覧をお配りしておりますので、御覧いただければと思います。

それでは、係長級の職員は、これで退室をさせていただきます。

(係長級職員、退室)

それともう1点、御案内があります。今回、事前に教育委員の皆様には資料を配付させていただきましたが、大変申し訳ありません、後からあがってきた追加の議案であったり、差し替えの資料が今回大変多いですので、一旦、資料の確認をさせていただきたいと思います。

まず、次第及び教育長事務報告、こちらは差し替え版を配付させていただいております。また議案の第18号から第23号まで、こちらは、本日、追加資料として配付させていただいております。

それと協議・報告事項に入りまして、平成30年度第1次補正予算要望事業の概要について、こちらのほうは生涯学習課の内容のみ、差し替え版を配付させていただいております。

また最後に、蓑島小学校学校運営協議会委員について、こちらは、本日、資料を配付させていただいておりますので、御確認ください。

資料の過不足等、ございませんでしょうか。

(各委員「大丈夫です」の声あり)

では、教育長、よろしく申し上げます。

○教育長 笹山忠則君

それでは、平成30年第4回教育委員会の定例会を開催させていただきます。

2. 前回議事録の承認

○教育長 笹山忠則君

最初に、前回会議録の承認ということをお願いしたいと思います。既にお手元のほうに参っていると思います。それに関しまして、御質問等、あるいは補足事項等ございましたら、お願いいたします。

(「ありませんでした」の声あり)

ありがとうございます。では、御承認いただきましたので、次に移らせていただきます。

3. 教育長事務報告

○教育長 笹山忠則君

次は、教育長事務報告でございます。

お手元の手務報告の一覧に沿って、かいつまんで話させていただきます。

まず、人事異動がございました。

また3月26日の月曜日に、延永小学校の浦杉校長が教諭の山本和之先生を伴いまして、長期派遣研修の終了の挨拶に来られました。附属小倉小学校において研修をしていただきました。

それから、翌日の27日は京築教育事務所から宮本所長と小林副所長が見えました。宮本所長は定年退職、小林副所長は田川市の高校の校長として転任されました。

それから、28日は県立京都高校の校長の田中先生が挨拶にみえました。田中先生は教育センターの部長として赴任されました。

それから29日、長期研修員の退所式が福岡県教育センターでございまして、行ってまいりました。ここには行橋中学校の澤村大輔教諭が1年間研修をしておりました。この研修を無事に終了したというので、終了式に出席いたしました。

それからその日の午後、寄贈絵画の贈呈式がございました。西日本工業大学の理事長、鹿田先生から、郷土の画家である三上浩画伯の絵画2点の寄贈がございました。これに関しましては、新聞と、それから4月15日号の市報の正面に載っておりますので、あえて紹介させていただきました。

30日、退職者の辞令の交付を行いました。教育委員会の内部における退職者として、指導室長の神原修一氏が、一旦、市長部局に戻り、そして県のほうから仲津中学の校長として赴任いたしました。

それから、生涯学習課の唐崎参事が早期退職をいたしました。

教職員の退職者に関しましては、校長として、中学校は久米・高橋両先生、小学校は、

小森・浦杉両先生の4名の校長先生が退職になりました。ほか教職員の退職がございました。

それから、京築教育事務所におきまして、新任管理職の辞令の交付がございました。そこに出席してまいりました。

それから、4月2日月曜日に新規採用者の辞令交付式が京築教育事務所で行われました。続きまして、市役所内で教職員等辞令交付式、それから教育委員会の事務局の職員の辞令交付式を行いました。

それから、3日は福岡県教育センターにおきまして、長期研修員の入所式がございました。本市からは、泉中学校の福井慎也教諭が、1年間長期研修に出ています。

それから、9日月曜日、築城特別支援学校の入学式に出席いたしました。ここには市内から8名の子どもたちがお世話になっております。その後、若年講師の研修会がございました。

それから、10日は中学校の入学式がございました。教育委員の方々には出席していただきまして、ありがとうございます。私は長峽中学校にまいりました。それから、当日の午後6時からスポーツ推進委員の辞令交付式がございました。

そして翌11日には、小学校の入学式で、またこれも委員の方々には、委員会代表として出席していただきました。私は稗田小学校にまいりました。

それから、当日、第36回行橋市文化協会の総会が中央公民館でございました。そしてその後、第1回の新規採用教職員の研修会がございました。いずれも研修会におきましては、簡単に私のほうから挨拶と短いながら講話をいたしました。

それから、13日には蓑島小学校のほうに訪問し、授業の参観をいたしました。これは蓑島小学校の校長先生がみえましたので、その校長先生に乗せてもらって、一緒に行きまして、それで授業参観をいたしました。当日、また生徒指導担当者の研修会がございました。ここでは、小中の生徒指導担当者が集まりまして、研修を受けました。

それから、16日は教頭の研修会がございました。ここでも簡単な講話をさせていただきました。

17日は、教科用図書採択協議会が京築教育事務所で行われました。この教科用図書採択協議会ではありますが、来年度は採択替えの年度ではありませんけれども、来年度は次期学習指導要領の新規改訂が行われる年度に当たっておりますために、今回の選定にあたりましては、現在使用中の教科書等の使用継続等の可否についての検討を、行っていく予定であります。

それから、19日は京築地区の中学校校長会の会長が就任の挨拶に来所されました。新津中学校の神崎校長が、今度、京築地区の中学校校長会の会長に就任されるというこ

とであります。

それから、20日には福岡県庁におきまして、福岡県の市町村教育委員会の教育長等会議がございまして、引き続き、教育委員会の連絡協議会がございました。

以上、かいつまんでありますが、教育長の事務報告として報告させていただきました。補足等、必要なところがございましたら、お願いいたします。

金澤委員、お願いします。

○委員 金澤精子君

一番最後の、その他のところでお尋ねすればいい内容かもしれませんが、4月がひとかた終わりに近づいてきて、小学校・中学校のほうでは、職員の不足等はどのような状態になっているのか、今の段階をお知らせ願います。

○教育長 笹山忠則君

小学校・中学校ともに不足がございまして。どこの中学校、どこの小学校が何名ということは、また後で資料をご覧いただきたいと思いますが、実際に欠員がございまして、京築教育事務所に複数回まいりまして、ぜひとも欠員の補充をお願いしたいということ、所長及び副所長のお二人に、直接にお願いにまいりました。

○委員 金澤精子君

そうすると、概ね例年と変わりないくらいの欠員状態ですか。

○教育長 笹山忠則君

はい。

○委員 金澤精子君

分かりました。ありがとうございます。

○教育長 笹山忠則君

また、後で資料で説明させていただきます。

○委員 金澤精子君

はい。教えてください。ありがとうございます。

○教育長職務代理者 末次龍一君

ほかには、ないようです。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。それでは、教育長事務報告を終わりました、次に移らせていただきます。

4. 議事

- (1) 議案第17号 行橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)について

○教育長 笹山忠則君

次は議事でございます。御審議いただく内容であります。議案が7件ございます。順次説明と、それから審議のほどをお願いいたします。

それでは、議案第17号 行橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、これは学校教育課に説明をお願いします。

○学校教育課長 丸山剛君

学校教育課から、議案第17号 行橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして、御説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、省令の改正に伴う内容でございますので、恐れ入りますけれども、初めに本日お配りしている補足資料、3枚綴じになっております、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令案（概要）と書かれたものを御参照願います。

児童クラブ事業の人員に関する基準につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準省令の基準に従いまして、それぞれ条例で定めること、というふうにされております。

基準省令につきましては、事業者は事業の支援単位ごとに放課後児童指導支援員を2名以上置くこととしており、この放課後児童支援員につきましては、基準省令第10条第3項各号に定める基礎資格を有している者であって、都道府県知事が行う研修を終了した者でなければならない、というふうに規定されております。

これまで、高等学校を卒業していない者につきましては、放課後児童支援員となるための研修を受講する基礎資格がなく、放課後児童支援員になれない、ということになっておりましたけれども、今回の省令改正に伴いまして、5年以上、放課後児童健全育成に従事した者であって、市町村長が適当と認めた者につきましては、基礎資格として対象を拡大するものでございます。

また、基準省令第10条第3項第4号で、学校教育法の規定により、学校の教諭となる資格を有する者を放課後児童支援員の基礎資格としておりましたけれども、今回、教員免許の更新を受けていない場合の取扱いや、有効な教員免許の種別を明確化することを目的とし、教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者、というふうに記述が改められたことに伴いまして、条例を改正しようとするものでございます。

なお、こちらの補足資料の2ページには、省令改正の官報の写し、3ページには教育職員免許法の条文を参考添付させていただいております。

内容につきましては、以上でございます。

なお、今回の条例の改正箇所につきまして、新旧対照表の御参照をお願いしたいと思います。

います。事前送付した新旧対照表の4ページになります。すみません、下線が入ってなかったの、見にくかったと思いますけれども、今回の改正につきましては、まず第11条の第3項第4号、こちらと5ページの修正になります。それと併せまして、5ページ、同項の10号の新規の追加というかたちになります。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

資格が拡大されました。少し緩くなったということであります。特に特徴的なものは、教員免許というのは、御存知のように、10年経ったら講習を受けなければ失効するかたちになっておりますが、仮に10年で失効したとしても、当初、教員免状を授与されていれば、それをもとにして放課後児童支援員に任命することができる、というかたちにかわりました。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございました。御承認いただきました。

(2) 議案第18号 行橋市椿市地域交流センター条例施行規則の制定について

○教育長 笹山忠則君

では、次に移ります。議案第18号 行橋市椿市地域交流センター条例施行規則の制定について、これは生涯学習課に説明をお願いします。

○生涯学習課長 上田直美君

生涯学習課の上田です。説明をさせていただきます。議案の説明に入る前に、今回の条例、規則であげております、椿市地域交流センターの現状について、お話をさせていただきます。

先般、建物の竣工のめどがつきまして、委員の皆様方におかれましては、5月13日に落成式を行う御案内をさせていただいたところであります。その中の公民館機能の部分については、5月10日より供用を開始いたします。それに伴う規則について、説明をさせていただきます。

それでは、議案第18号を御覧ください。この規則につきましては、今回、完成いたしました椿市地域交流センターを運営する上で必要な条項を定めたものでございます。

第3条を御覧ください。職員及び職務とありますが、これまで公民館におきましては、公民館長、主事という名称でしたが、このセンターにつきましては、センター長ということと職員という名称になっており、センター長が事務を統括する、というふうに定めております。

第4条につきましては、使用及び減免の申請です。この第4条第1項につきましては、

使用するにあたり、申請書の提出を求めるものです。第2項におきましては、提出期間について定めております。従来の公民館機能であります、地域住民交流フロアにつきましては、6カ月前から5日前までの申請期間としております。従来の公民館では、30日前から5日前までとしておりましたが、この期間は長くなっております。

次に、地域交流促進フロアにつきましては、一応、使用期間は年度というふうにしており、募集につきましては、こちらの委員会が応募する期間というふうにしております。

次のふれあい広場につきましては、広場全体を占有的に使用する場合に限り、6カ月前から1カ月前の申請を要するものとしております。

第4項におきましては、条例の中に使用料の減免をすることを条例で申しておりますので、それにつきましては、樺市地域の地域づくりに取り組む組織が地域交流促進フロアの使用に関して、使用料の減免または免除を求めることができ、その場合は減免申請書の提出が必要、ということをおたっております。

次に第5条です。使用の許可です。使用の許可につきましては、申請書が出た後、決定通知書を教育委員会より提出する、というふうにしております。

第6条の減免の決定についてです。減免・免除につきましては、減免決定通知書により決定を通知する、というふうになります。そしてその中の第1号につきましては、減免の基準について書いてありますが、この地域交流センターにつきましては、この事業の趣旨である小さな拠点づくりということが根底にありますので、そちらの基準をしています。その小さな拠点というのが、人口減少や高齢化の進行により、地域の住民の生活に必要なサービスや機能を維持することが難しくなるような地域で、それらに対応できるように、その地域の暮らし、コミュニティを守っていくことを持続的に地域で取り組んでいく、というような趣旨がありますので、それを基準の度合いというふうを考えております。

次に第7条、許可された内容の変更、申請した内容を変更する場合には、変更申請書の提出を求めるもので、次の第8条につきましては、今度は使用を取りやめる場合につきましても、同じように中止届の提出を求めるものです。そしてそれを受けまして、第9条で、許可の取り消しということで、中止届が出されたときや違反等があった場合は許可を取り消す、というものを書いております。

第10条の遵守の事項ということは、センターを使う上でのルールを書いております。

第11条で使用後の点検、確認を行うということ、そして第12条の汚損等の届け出ということで、もし汚損等を行った場合には届出書を提出してください、ということです。

第13条につきましては、読み替え規定ですが、条例17条で指定管理者が業務の全部または一部を行うことができる、というふうにしておりますので、指定管理者によって

管理を行う場合の読み替え事項でございます。この規則は平成30年5月1日から施行するとしております。以上です。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

ただいまの説明に関しまして、御質問等がございましたら、お願いいたします。

大宮委員、お願いします。

○委員 大宮克弘君

この地域交流センターですが、6カ月前から使用の申し込み等ができるということですが、5月の13日ですか、式典があるということですが、それ以降になると思うんですが、もう既に何か行事等は入っていますでしょうか。というか、これは条例自体が5月1日から施行するということですから、まだ何も入れられないということですか。

○教育長 笹山忠則君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 上田直美君

こちらの6カ月前につきましては、従来の公民館機能を、そのまま新しいセンターのほうで行いますので、今の現状の公民館に届け出る部分が、5月10日からは新しい地域交流センターで行うようになります。改めて新しい事業というのは、ちょっと今のところは、まだ申し込みはあっておりません。従来の公民館としての使い方の中で申し出がっております。

○教育長 笹山忠則君

大宮委員。

○委員 大宮克弘君

もう1点、物販はやらないという話が、前回ありましたね。取りやめたということをお前の教育委員会の際に聞きましたけれども、カフェについては、事業者は決まりましたでしょうか。

○教育長 笹山忠則君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 上田直美君

地域交流促進フロアにつきましては、先ほど減免等のところで話をさせていただきましたが、椿市地域のまちづくりに取り組む組織のほうにお願いをいたします。物販とカフェをその組織に、椿市の地域運営に取り組む組織として、ずっと勉強してきた組織がありますので、そちらのほうにお願いをいたします。

○教育長 笹山忠則君

大宮委員。

○委員 大宮克弘君

それは決定事項ですか。物販はやらないという話があったんじゃないかと思いますが。

○教育長職務代理者 末次龍一君

私は、だいぶ前の話ですが、この前、何かまた組織ができてスタートするというようなことで、そこのほうで運営をしていき、その中で物販とカフェと、というような話で。

13日に始まるんですよ。

○教育長 笹山忠則君

米谷部長、お願いします。

○教育部長 米谷友宏君

以前ですね、物販というかたちの中で教育委員さん方に御説明を申し上げていた部分の物販というのが、たぶんマイクロスーパーという表現を当時の課長が言ったと思います。いわゆる小さな、いろんな品物を置く、生活必需品、食料品を扱う物販という位置づけの部分は、昨年末から年明けの協議の中で、そこはやめようというかたちでございます。

そしてカフェの部分につきましては、その地域の組織の中で協議をしていただく中で、カフェの部分というのは粛々と進んできた経過がございます。そしてその運営に当たって、今ここに書いてあります物販という部分というのは、どちらかと言いますと、地域の皆さんが、特産品等、地元の品物、もしくは一部、食べ物、パンとかいう品目も少し御提案をいただいているようでありまして、そういった何でもかんでも揃うというスーパーというような物販というよりも、少し地域色の出た品物を置こうかというかたちの物販を、いま予定しているところでございます。

カフェと一緒に同時にやろうということで、以前はどちらかというとかフェとは別に大々的にいろんなものを取り揃えようかということで、かなりの品物の準備経費であったりとか、経営がどうなるかという、いろんな部分の課題というのが残っていたんですけども、少しコンパクトに変えているところであります。以上です。

○教育長 笹山忠則君

大宮委員。

○委員 大宮克弘君

開所が始まったら、ちょっとふらっと行ってみれば、何か買えたりとか、お茶を飲んだりとかいうことは、もう既にできるという状態ですね。

○教育長 笹山忠則君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 上田直美君

公民館機能は、先ほど申しました5月10日から始まりますが、カフェのオープン、

物販のオープンにつきましては、5月13日の式典終了後からオープンをいたします。

ちょっとそのフロアの開館時間につきましては、通常のセンターの9時から22時ということとは若干違いまして、運営組織が定める時間でいたします。今のところは、11時から19時、もしくは9時から19時で、いま計画をしております。

○教育長 笹山忠則君

以上でございますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、ただいまの第18号は御承認いただきました。

(3) 議案第19号 行橋市椿市地域交流センター条例の一部の施行期日を定める規則の制定について

○教育長 笹山忠則君

続きまして、第19号議案です。行橋市椿市地域交流センター条例の一部の施行期日を定める規則の制定について、同じく生涯学習課に説明をお願いします。

○生涯学習課長 上田直美君

生涯学習課から説明いたします。こちらの規則につきましては、椿市地域交流センター条例、昨年12月に制定されました条例の中の附則部分で、行橋市公民館条例の一部を次のように改正する。表の中で、行橋市椿市公民館の項を削るというふうに条例で定めておりました。先ほども申しましたように、センターの供用開始の日程が決まりましたので、それに併せまして、議案第19号で、行橋市椿市地域交流センター条例の附則第3項の規定の施行期日は、平成30年5月10日とする、というふうに定めたものがあります。以上です。

○教育長 笹山忠則君

期日の制定を、この規則によって行いました。これでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、次に移らせていただきます。

(4) 議案第20号 行橋市図書館資料収集方針策定委員会設置条例の制定について

○教育長 笹山忠則君

次は、議案第20号であります。行橋市図書館資料収集方針策定委員会設置条例の制定についてであります。これは、文化課に説明をお願いします。

○文化課長 橋本明君

文化課の橋本でございます。議案第20号 行橋市図書館資料収集方針策定委員会設置条例の制定について、ということで説明をさせていただきます。

お手元に条例案を配付させていただいておりますので、参照していただきながら説明をさせていただきたいと思っております。

現在、図書館における資料の収集に当たりましては、平成15年に最終改正した資料収集方針というのがありまして、それに基づいて、資料収集を行っているところなんですけれども、DVDといった映像資料とか音楽性の高いCD等は収集しない、というふうに、その収集方針にはなっております。時代に即していない内容となっておりますので、改正が必要な状況であります。

従来は収集方針を策定、あるいは改正するに当たって、調査等を行う附属機関というのを特には設置せずに決定していたという経緯がございますけれども、方針策定過程の透明性とか、より高い専門的視点を確保するために有識者等からなる附属機関を今回設置するにあたりまして、条例を制定しようとするものでございます。

条例の概要でございますが、1条で目的をうたっております。また2条で組織。組織につきましては、学識経験者のほか、図書館事業を担任する副市長、それから教育部長、その他教育長が必要と認める者、というふうにしております。具体的に現在想定しているメンバーといたしましては、図書館協議会の会長やPTAの代表、それから図書ボランティアの方、県立図書館の職員等を考えているところです。

それから、3条では任期を1年としていますが、任期を定めております。

4条では委員長の選出方法や職務、それから次のページになりますけれども、5条では会議の成立条件や議事の決定に関することを定めております。また5条の4項には、オブザーバーに関して規定しておりますけれども、具体的には大学教授クラスの方から専門的意見を聴取したいと考えております。

条例の概要については以上でございますが、スケジュールとして、6月の市議会に提案をして可決をしていただいた後、7月から8月にかけて3回ほど開催いたしまして、9月には資料収集方針を決定するというスケジュールで考えているところであります。以上です。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

ただいま説明がありました、行橋市図書館資料収集方針策定委員会設置条例に関しまして、御質問等がございましたら、お願いいたします。

(「ありません」の声あり)

ございませんようですので、これで御承認いただきました。ありがとうございます。

(5) 議案第21号 行橋市図書館資料選定審査会設置条例の制定について

○教育長 笹山忠則君

では、引き続きまして、議案第21号 行橋市図書館資料選定審査会設置条例の制定について、引き続き、文化課に説明をお願いします。

○文化課長 橋本明君

引き続きまして、文化課から、議案第21号 行橋市図書館資料選定審査会設置条例の制定について、御説明をさせていただきます。

先ほど御説明いたしました資料収集方針に基づきまして、適正に資料が選書されているかどうか、それを監査するために、附属機関といたしまして、資料選定審査会を設置するものでございます。その設置に当たって、条例を制定しようとするものでございます。

現行につきましては、こういった審査会はございませんで、収集方針に基づいて選書されたものを文化課内で決裁によって承認する、という流れになっております。それがどうなのかというところも含めまして、選書審査の透明性及び専門性を確保するために審査会を設置しようとするものでございます。

条例の概要でございますけども、先ほどの条例と同じように、1条で目的、それから2条で組織。組織につきましては、選書の審査をするということで、資料収集方針の策定に比べてかなり実務的な内容になってきますので、中には重複している方も考えられますけども、より実務に携わっている方というのを想定しているところです。具体的には図書館長や学校図書司書の方等を考えております。

3条で任期、同じく1年ですね、4条で会長の選出方法、5条で会議について定めているところです。

審査会のスケジュールといたしましては、資料収集方針決定後に定期的に審査会を開催して、それまでに選書した資料の事後監査をしていくことを想定しております。

また、平成32年4月に新しい図書館が開設予定ですが、そちらの図書館の開設にあわせて3万冊の購入を予定しております。その選書審査につきましては、今年度中に事前に実施するという予定で考えているところでございます。以上です。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

行橋市図書館資料選定審査会設置条例の制定に関しまして、御質問はありませんでしょうか。

末次委員、お願いします。

○教育長職務代理者 末次龍一君

僕は、以前、図書館審議委員というのをやったことがあるんですけど、図書館の、これは収集方針というのが新たにできるわけですね。それで、きょうでなくてもいいんですが、図書館に関連する、こういう委員会というのは、どの程度あるのか分かります

か。

○教育長 笹山忠則君
文化課長。

○文化課長 橋本明君

図書館長の諮問機関として、図書館法に定められている図書館協議会というものがございませう。図書館の職員からなる図書を選定委員会というのもございませう。現在、図書館に関して組織としてあるのは、私が把握しているのはそれくらいになります。

○教育長職務代理者 末次龍一君
分かりました。以上です。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。二つの条例は、セットになっておるわけでありませう。一つは収集の方針を決め、もう一つは収集の実務を担う人、それぞれを選ぶということでありませう。

御質問等、ほかにございませうでしたら、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、御承認いただきました。ありがとうございます。

(6) 議案第22号 行橋市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について

○教育長 笹山忠則君

では引き続きまして、議案第22号 行橋市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について、これは教育政策課から説明をお願いします。

○教育政策課長 土肥麻紀君

教育政策課の土肥より、議案第22号 行橋市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について、説明をさせていただきます。

これは平成27年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる地教行法の一部を改正したことに伴いまして、教育長が非常勤の特別職から常勤の特別職にかわったことによりませうものでございませう。

この条例に関しましては、資料の議案第22号のところですがけれども、第2条のところ、勤務時間その他の勤務条件についてです。教育長の勤務時間その他の勤務条件については、他の特別の定めがあるもののほか、行橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の適用を受ける一般職の職員の例による、ということで、この条例を定めましたら、行橋市の職員と同等の勤務時間、勤務条件になるというものでございませう。以上です。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。要するに8時30分から5時までということでありませう。それでは、これはこれで制定させていただきたいと存じます。

(7) 議案第23号 行橋市増田美術館の開館時間の変更について

○教育長 笹山忠則君

では、続いて、議案第23号 行橋市増田美術館の開館時間の変更について、これは文化課に説明をお願いします。

○文化課長 橋本明君

文化課から、議案第23号 行橋市増田美術館の開館時間の変更について、御説明をさせていただきます。

増田美術館でございますが、現在、開館時間を条例で定めておりますが、10時から17時までとなっております。これを、資料にありますように、平成30年6月9日の日曜日に限って、9時から17時までに変更したいと考えております。

理由といたしましては、6月9日当日、JR九州主催のJR九州ウォーキングが行橋駅発着で開催をされます。コースとして、行橋市増田美術館、及びビエンナーレの一環としてやっている、まちなかオブジェがコース上に設定をされているところでありませう。また、このウォーキングにつきましては、600人から1000人ほどが参加する予定となっております。

この行橋市の増田美術館につきましては、開館間もなく、多くの方に知っていただくためにこういった好機を生かし、入館料を減免して美術館に入館してもらおう、というふうを考えているところだす。

ですが、ウォーキングが8時30分から随時スタートするということになっておりますが、一方で美術館の通常の開館時間は、10時からとなっておりますので、入館できないことが考えられますので、開館時間を10時から9時に変更するものでございませう。

根拠、条文につきましては、美術館条例の第8条ということで、開館時間及び休館日については、委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、または臨時休館することができる、という規定に基づきまして、今回お諮りをするものでございませう。よろしくお願いたします。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。臨時的な措置として、1時間繰り上げて開館をさせていただきます、ということでございます。

○教育長職務代理者 末次龍一君

6月9日だけだすね。

○教育長 笹山忠則君

この日だけであります。また必要が出ましたら、その都度お諮りさせていただきます。
よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、議事に関しまして、7件全て御承認をいただきました。ありがとうございます。

5. 協議・報告事項

(1) 平成30年度第1次補正予算要望事業の概要について

○教育長 笹山忠則君

では、5番の協議及び報告事項に移らせていただきます。

1つ目、平成30年度第1次補正予算要望事業の概要について、であります。これは教育政策課に説明をお願いします。

○教育政策課長 土肥麻紀君

教育政策課から全体の概要の部分について説明をさせていただきます。

以前の教育委員会の中で、まず補正予算について、大体6月議会などであれば5月、前月の教育委員会の中で、そういう予算案を皆さんに御審議いただいていたんですが、その場合は、大体もう財政査定も終わって、事業内容や金額もある程度固まった時点での皆さんへの御報告というか、そういうかたちになっておりましたが、それ以前の1カ月前の段階で、どういう事案があがっているのかというところから審議したほうがいいのではないか、という御提案がありましたので、今回、6月議会にあげる内容を事前に4月の段階で、ここで説明をさせていただきたいと思います。

ですので、今回の内容は、まだ財政査定を受けておりませんので、一応、教育委員会からの事業要望、まだ財政で査定されていませんので、これの全てが通るとか、金額が通るといふことでの確定はありませんが、事業要望ということと事業内容と概算金額というかたちで説明をさせていただきたいと思います。

それでは、所管から説明をさせていただきます。

○教育長 笹山忠則君

では、学校教育課から説明をお願いします。

○学校教育課長 丸山剛君

初めに学校教育課から、学校教育課の予算要望の概要につきまして、御説明を申し上げます。

今回の歳出補正につきましては、5事業、合計で約1億1672万円の増額で、当初の骨格予算との合算となります補正後予算総額を14億4856万1千円とするもので

ございます。前年度当初予算との比較では、1291万9千円、約0.9%の減というふうになっております。

昨年度末をもって仲津中学校の整備事業が終わりましたので、その影響ということと、新規事業を学校の営繕関係を中心として骨格予算の中にもかなり盛り込んでおります。そういった中で0.9%の減というかたちの要望をしたいというふうに考えております。

初めに学校管理係では、10款2項3目、学校施設整備費におきまして、行橋北小学校に下水道を敷設するための設計委託料を予定いたしております。

10款3項3目、学校施設整備費では、年次計画で進めております屋上防水改修につきまして、長峽中校舎の設計委託料、及び中京中・仲津中の体育館防水改修工事を予定いたしております。

次に学務係では、3款2項1目児童福祉総務費におきまして、放課後子ども広場事業における参加児童の傷害保険料、及びコスモス児童クラブ施設整備事業における国県補助金の単価改定による増額補正を予定いたしているところでございます。以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

引き続き、生涯学習課に説明をお願いします。

○生涯学習課長 上田直美君

生涯学習課から、補正予算の説明をさせていただきます。生涯学習課所管における本年度歳出予算既定額が、現在、2億7487万円となっており、今回の補正額5004万円を増額補正し、総額3億2491万円とするものです。

補正予算の概要について、説明をさせていただきます。生涯学習係所管の10款4項2目公民館費についてです。この中で2点の増額補正を予定しております。1つが学習等供用施設の老朽化に伴う、建て替え、と書いてありますが、すみません、改修です。改修を行うために、2914万円の増額補正を行うものです。この学習等供用施設につきましては、計画的に施設の改修を行っております。29年度に実施設計を行いました、稲童第5の施設につきまして、29年に設計を行いましたので、今回、工事のほうに入らせていただきます。上の13節の委託料につきましては、来年度以降に改修を予定しております畠田西地区の改修工事の設計委託をあげております。

次に、公民館の補修工事についてです。公民館の屋根の補修工事を行うために、約1100万円の増額補正を行うものです。これにつきましては、現在、泉公民館、稗田公民館につきまして、屋根の部分の破損によりまして、雨漏りがしている現状でありますので、それを補修する工事で1100万円を補正するものでございます。

次に、体育係所管の10款5項2目、体育施設費でございます。これは総合公園、テ

ニスコートの照明設備の老朽化に伴う改修のために990万円の増額補正を行うものです。このテニスコートにつきましては、平成28年度に一部改修を行っております。その際には、8灯の水銀灯から16灯のLEDに換えております。その中でテニスコートの中央部にあります16灯の水銀灯を16灯のLEDに換える改修工事でございます。以上です。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

続きまして、文化課に説明をお願いします。

○文化課長 橋本明君

文化課から説明いたします。文化課所管につきましては、今回、3件の増額予算を予定しております。3件の合計で約4850万円の増額補正となっております。補正後の文化課所管の予算総額といたしましては、約3億5900万円となっております。

補正の内容でございます。まず1件目、10款4項3目、文化振興費ですが、複合文化施設の整備事業ということで、コスメイト行橋の舞台機構の改修工事として、2850万円の増額補正をするものです。

コスメイト行橋の舞台機構につきましては、昨年、電動吊物についての改修を行っております。今回、補正予算に計上しますのは、手動の吊物でございます。手動の吊物につきましては、以前、2002年にワイヤーロープを交換しておりますけれども、通常の交換期間が7年から10年といったところに対しまして、それからもう既に15年以上経過している。また他の滑車類等につきましては、開館以来27年以上交換していないというところで、これも通常の交換期間をかなり超えているような状況でございます。このまま放置していれば吊物の落下につながる恐れがあるというところで、今回、それらの取り換え工事を行う予定をしております。

続いて、10款4項4目文化財保護費でございます。こちらでは2件を予定しておりますが、1件目は御所ヶ谷の史跡自然公園の整備事業でございます。こちらについては、27年度から随時保存整備工事をしておりますけれども、30年度につきましては東門の南側の列石の修理と馬立場という所がございますけれども、そちらから西門周辺にかけての遊歩道の整備を行う予定でありまして、1600万円増額する予定でございます。

続いて、旧中津小学校奉安殿移設工事事業ということで、金額は書いておりませんが、約400万円を計上する予定としております。この奉安殿につきましては、もともと戦前・戦中に旧仲津小学校にありました。これは天皇・皇后の御真影とか、教育勅語を保管した施設のことですけれども、戦後、GHQによって解体命令が出されまして、全国各地で同様の施設が解体されました。ですが仲津小学校の奉安殿につきましては、地元の人たちが観山の山麓に移設をして解体を逃れて、今にその姿を残しているという

ところでございます。

その後、地元の遺族会によって英霊廟として管理をされてきておりましたが、数年前に、英霊については八景山の護国神社のほうに合祀されて、現在は魂が抜かれたような状態になっております。

現存している奉安殿としては、比較的保存状態がよくて、歴史的教育遺産として、教育委員会として公開活用していくために、稲童の1号掩体壕史跡公園に移設しようというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

続いて、スポーツイベント課に説明をお願いします。

○スポーツイベント課長 増田昇吾君

スポーツイベント課におきます歳出補正予算の概要説明をさせていただきます。

今年度歳出予算既定額759万2千円に、今回の補正額約600万円を増額いたしまして、総額約1359万2千円とするものであります。

詳細につきましては、10款5項1目のマラソン大会開催事業といたしまして、平成31年1月27日を予定しております、ゆくはしシーサイドハーフマラソン大会実施に伴う負担金、補助金及び交付金、約500万円を増額補正するものであります。

また8月4日、5日に開催予定であります、オープンウォータースイミング大会開催事業といたしまして、8月に開催されます、ゆくはしオープンウォータースイミング大会実施に当たり、負担金、補助金及び交付金等、約100万円を増額補正するものでございます。以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

以上、補正予算に関しまして説明をさせていただきました。

通しまして、御質問あるいは補足等がございましたら、お願いします。

金澤委員、お願いします。

○委員 金澤精子君

文化課のほうに質問をさせていただきます。複合施設コスメイトの件が出ましたが、施設の外壁ですが、あれは模様でしょうか、壁が剥けているのでしょうか。ここの補正予算に関しての質問ではありませんが、コスメイトの外壁ですが、あれはいかがでしょうか。

○教育長 笹山忠則君

文化課長。

○文化課長 橋本明君

すみません、具体的には確認はしておりませんが、おそらく雨等による汚れではないかというふうに思います。

○委員 金澤精子君

そうですか、では先々文化課のほうで、そこら辺あたりの、外壁を綺麗にしていくとか、そういう計画はありませんでしょうか。

○教育長職務代理者 末次龍一君

コスメイトの外壁は、だいぶ前にやっていたと思いますが。

○教育長 笹山忠則君

教育政策課長。

○教育政策課長 土肥麻紀君

ちょっと年数ははっきりとは覚えておりませんが、たぶん10年ほど前に、あれはもともとタイルがデザイン的にちょっとデコボコしているようなかたちになっておりまして、ただ、それがやっぱり落下の危険があるということで、あれを剥いで張るというのが難しかったことから、あれを外側から接着剤を全面に吹き付けて、一応、1個ずつが落ちないようなかたちの補修は、以前にいたしました。デザイン性を損なわないようなかたちで外側から透明の粘着の塗料のようなものを吹き付ける改修ですが、それでももう10年くらいになるかもしれません。

なので、またそういう部分では、いずれはまた一度点検なりをして、そのような改修をする必要があるのかもしれませんが。

○教育長職務代理者 末次龍一君

私はどちらかという、市役所のタイルのほうに気がなりました。つい先日に通って、何でこんな色を、同じ色を使わないのかなと思って、そちらのほうに不思議だったんですが。

○教育政策課長 土肥麻紀君

あれも中々、色を合わせるようには指示をしたようなんですが、中々難しかったようです。外から見たらとてもおかしいと思いますが。

○委員 金澤精子君

コスメイトは、何かもう少し私の中で、明るい感じのほうがいいんじゃないかと。少し暗くてどよんとして寂しいような気がします。すみません。

○教育長職務代理者 末次龍一君

今後の参考として聞いておいてください。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

では、ほかに御質問等はございませんでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございました。それでは、このようなかたちで第1次補正予算の要望をあげさせていただきます。

(2) 蓑島小学校学校運営協議会委員について

○教育長 笹山忠則君

では、引き続きまして、2つ目、蓑島小学校学校運営協議会委員について、これは教育政策課に説明をお願いします。

○教育政策係長 大園健朗君

先月の定例教育委員会の際に、蓑島小学校の学校運営協議会の委員の案について、御協議をいただいたところであります。

先日、4月21日に蓑島小学校のPTA総会が開催されまして、PTA関連の役員が決定した結果、原案どおりの委員となりましたので、決定後の委員の一覧を用意しておりますので、御覧いただければと思います。以上です。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。前回かわる可能性のあったところが、このようなかたちで確定いたしました。ありがとうございます。

6. その他

(1) 教育委員会連絡先一覧について

○教育長 笹山忠則君

それでは、その他のほうに移らせていただきます。

その他、教育委員会連絡先一覧について、これも教育政策課からお願いします。

○教育政策係長 大園健朗君

お手元に教育委員会連絡先一覧という名簿をお配りしております。これにつきましては、教育長はじめ教育委員の方々、また事務局職員の課長職以上の職員についての自宅の電話番号、公用の携帯番号、また私用の携帯電話番号を記載しておりますので、委員の皆様方におかれましては、事務局のほうにお問い合わせ、御連絡等がありましたときは、この名簿を御活用いただければと思います。以上です。

○教育長 笹山忠則君

末次委員、どうぞ。

○教育長職務代理者 末次龍一君

すみません。私の携帯番号が、ちょっとシムの手配を間違えて、ただいま使えないので、いま取り寄せ中で、1週間ほど携帯電話が使えませんので、固定電話のほうで願

いします。今月中は、たぶん携帯電話は使えないと思います。

○教育長 笹山忠則君

分かりました。末次委員への連絡に関しましては、今おっしゃったようなかたちで自宅のほうにお願いいたします。

(2) 教育行政方針・重点施策の完成版について

○教育長 笹山忠則君

それでは、引き続きまして、第2項の教育行政方針重点施策の完成版について、これも教育政策課にお願いします。

○教育政策係長 大園健朗君

引き続き教育政策課から、これも3月の定例教育委員会の際に御審議いただきました、教育行政方針及び教育改革の重点施策につきまして、委員の皆様には、完成版を先日郵送にてお配りさせていただきましたので、御覧いただければと思います。

また内容につきまして、お問い合わせ等がありましたら、所管のほうにお問い合わせいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

(3) その他

○教育長 笹山忠則君

それでは、その他のその他がございましたら、お願いします。

文化課長。

○文化課長 橋本明君

文化課からですが、きょうお手元に行橋歴史人物読本という冊子をお配りしていると思います。あわせて行橋歴史人物読本の概要という資料を、ペーパーをお配りしていると思います。

文化課のほうで平成29年度の事業として、この冊子を作成して、今回刊行しております。内容といたしましては、古代から近代にわたって、行橋市に縁のある方、実在した人物のみならず、物語や伝説上の人物というのを取り上げさせていただいております。

実際には32人の方を、こちらのほうに掲載させていただいておりますけども、これを作ることによって、子どもたちが歴史上の人物を身近に感じて、歴史への関心を高めただけければ、というふうに考えて作成をしております。

したがって、各小中学校には、50部ずつほど配る予定にしております。全体で4千部を印刷しまして、半分の2千部を明日から販売する予定にしております。お配り

している資料の2ページ目に販売場所というところが書いております。文化課、それから歴史資料館、赤レンガ館、守田蓑洲旧居、それから駅の観光物産情報コーナーというところで、明日から一部200円で販売をする予定にしております。

皆様には御一読いただいて、またもし気に入っていただければ、周りの方に勧めていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

これに関しましては、文化課のほうで特に小川参事が中心になって頑張ってもらいました。市長も大変喜んでおるといふぐあいに聞いております。

では、予定しておりました案件は、これだけであります。

それでは、最後に次回の開催予定を、教育政策課にお願いします。

○教育政策係長 大園健朗君

次回の日程ですけれども、事務局案といたしまして、5月22日火曜日か5月29日の火曜日を考えておりますが、委員の皆様のご都合はいかがでしょうか。

(各委員「どちらでも大丈夫です」の声あり)

それでは、5月22日火曜日の13時15分から開催したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○教育長 笹山忠則君

それでは、次回は5月22日火曜日の13時15分から開催させていただきます。

では、本日の議事は全て終了いたしました。

ありがとうございました。

(各委員「ありがとうございました」の声あり)

閉会 14時25分